登録できない印鑑について

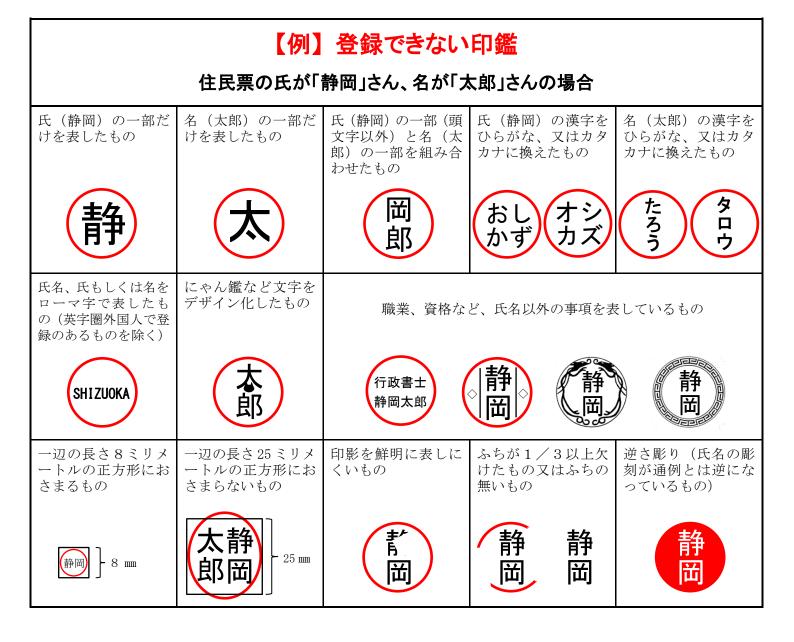
以下のような印鑑は、条例の規定等により登録ができません。

- (1) 住民基本台帳(住民票) に記載されている氏名、氏、名、通称(外国人のみ) 又は氏名、通称 の一部を組み合わせた文字で表していないもの
- (2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの
- (3) ゴム印その他印形の変化しやすいもの
- (4) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形におさまるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形におさまらないもののほか、**印鑑の高さが10ミリメートルを越えないもの

- **高さ10mm

- (5) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (6)機械彫り等で類似品があると認められるもの
- (7) その他、市長が不適当と認めるもの
 - ・登録印鑑のふちが1/3以上欠けたもの、ふちの無い印鑑
 - ・指輪印
 - ・逆さ彫りの印鑑 など

その他、不明な点については、各区役所戸籍住民課にお問い合わせください。



【例】その他登録できない印鑑			
住民票の名が 「しずお」さんの場合	住民票の名が 「シズオ」さんの場合	住民票の名が 「しずゑ」さんの場合	住民票の名が 「しずえ」さん 「シズエ」さんの場合
氏名のひらがなをカタカ ナ、又は漢字に換えたもの	氏名のカタカナをひらが な、又は漢字に換えたもの	氏名の変体仮名をカタカ ナに換えたもの	氏名のひらがな及びカタ カナを変体仮名に換えた もの
シズオ	しずおり	シズエ	しずゑ
住民票の名が 「奏」さんの場合	住民票の名が 「葵子」さんの場合		
氏名に「子」などの文字を 加えたもの	氏名の「子」などの文字を 省いたもの		
葵子	葵		

その他不適当と認めるもの